

医師の負担の軽減および処遇の改善に資する体制

【医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制】

- ◆医師職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者：院長 梅原 松臣
- ◆医師職員の勤務状況の把握等
勤務時間の具体的な把握方法：出勤簿の用紙による記録
勤務時間以外についての勤務状況の把握内容：年次有給休暇取得率・
育児休業・介護休業取得率
- ◆多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議
開催頻度：年 6 回 参加人数：平均 1 6 人／回（うち、管理者が参加した回数：6 回）
（令和 6 年度実績）
参加職種：医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、
管理栄養士、事務員等
- ◆取り組みの公開
 - ①院内掲示及びホームページ
 - ②多職種からなる役割分担推進のための委員会及び会議
運営会議（安全衛生会議）（年 6 回）、

医療従事者の負担の軽減及び処遇改善に関する計画の具体的な取り組み内容

- ◆医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担
 - ・初診時の予診の実施 ・静脈採血等の実施
 - ・入院の説明の実施 ・検査手順の説明の実施
 - ・服薬指導 ・その他
- ◆医師の勤務体制にかかる取組
 - ・勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
 - ・前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）
 - ・当直翌日の業務内容に対する配慮
 - ・育児・介護休業法第 2 3 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 2 4 条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用